

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の歯及び口腔の健康づくりについて基本理念を定め、市、歯科医師等の責務並びに関係者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生涯にわたる健康の保持増進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に深く関わっているという認識の下、市民自らがその意義を自覚して取り組む必要があるものであり、その施策は、市民が生涯にわたって良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けることができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、関係者の協力を得ることにより、市民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、神奈川県との連携を図りつつ歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、歯科医師等及び関係者と連携し、及び協力して行うものとする。

(歯科医師等の責務)

第 4 条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力し、関係者との連携を図り、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導に関するサービスを提供するよう努めるものとする。

(保健医療、社会福祉、教育等に関する業務を行う関係者の役割)

第 5 条 保健医療、社会福祉、教育等に関する業務を行う者は、それぞれの業務において、歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、その雇用する従業員の歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保等、歯及び口腔の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第 7 条 市民は、歯及び口腔の健康づくりについての理解を深め、生涯にわたり歯及び口の健康づくりに自ら積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第 8 条 市は、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するため、80 歳で自らの歯を 20 本以上保つことを目指し

た 8020 運動の趣旨を踏まえ、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する広報及び情報の収集
- (2) 乳幼児期及び青少年期におけるフッ化物応用等の効果的なう蝕しよく予防対策の推進
- (3) 成人期における歯周疾患及び歯の喪失の予防対策の推進
- (4) 高齢期における口腔くう機能の維持及び向上に係る施策
- (5) 障がい児及び障がい者の口腔くう機能の獲得、維持及び向上の支援
- (6) 介護を必要とする高齢者等の歯科疾患の予防並びに口腔くう機能の維持及び向上の支援
- (7) 歯及び口腔の健康づくりの観点から、食育及びたばこ対策の推進、糖尿病その他生活習慣病の予防等を歯科医師等及び関係者と連携して推進すること。
- (8) 歯及び口腔の健康づくりに関する活動に携わる市民を増やし、その活動を支援すること。
- (9) 歯及び口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進
- (10) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進に必要な施策

#### (歯科保健推進計画の策定)

第 9 条 市長は、市民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科保健推進計画を定めるものとする。

2 市が歯科保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項に基づき策定する健康増進計画と整合性を図り、これと一体的に策定するものとする。

#### (財政上の措置)

第 10 条 市は、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。